

議案第58号

大田原市高齢者等外出支援事業条例の一部を改正する条例の制定について
大田原市高齢者等外出支援事業条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成26年9月8日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市高齢者等外出支援事業条例の一部を改正する条例

大田原市高齢者等外出支援事業条例（平成17年条例第36号）の一部を次のように改正する。

第3条中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とし、第5号を第3号とする。

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。